

市有地の随時募集（先着順） による売払い案内書

買受けを希望される方は、この案内書及び関係書類をよく読み、内容を十分把握したうえでお申込みください。

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室

目 次

	ページ
◆はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 市有地の随時募集（先着順）による売払いの流れ・・・・・・・・	3
2 買受けの申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 買受人の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 売買代金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6 所有権の移転登記・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7 個人情報について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8 その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	10
◆市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱・・・・・・・・	12
◆市有財産売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	17
◆物件調書	
物件番号1・・・・・・・・・・・・・・・・	21
物件番号2・・・・・・・・・・・・・・・・	33
物件番号3・・・・・・・・・・・・・・・・	37
物件番号4・・・・・・・・・・・・・・・・	43
物件番号5・・・・・・・・・・・・・・・・	52

<様式>

様式第1号	市有地買受け申込書
様式第2号	誓約書
様式第3号	役員一覧
様式第4号	土地利用計画書



←様式掲載ページ

はじめに

長浜市（以下「市」という。ただし、所在地等を表す場合を除く。）では、次の市有地を一般競争入札に付したところ入札者がなかったため、随時募集（先着順）により売払います。

買受けを希望される方は、この「案内書」をよくお読みになったうえでお申込みください。

なお、随時募集（先着順）による市有地の売払いとは、受付の先着順に、書類審査により買受人を決定するものです。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定する方法です。

物件 1 については、油分離槽等の設備を買受人に撤去していただく条件を付しています。

【売買物件】

物件 番号	物件所在地	現況 地目	実測面積（㎡）	最低売却価格（円）
1	長浜市小堀町字農神 1 0 5 番 1	雑種地	1, 8 7 5. 3 4	4 8, 0 0 0, 0 0 0
2	長浜市湖北町速水字北中瀬 2 9 6 2 番	宅地	1, 1 9 6. 2 1	2 6, 0 7 7, 0 0 0
3	長浜市北野町字野神 4 5 4 番 2	雑種地	1 8 6. 1 5	9 1 6, 0 0 0
4	長浜市東上坂町字野神 1 5 3 3 番 7	宅地	1 7 9. 5 8	1, 6 9 0, 0 0 0
5	長浜市木之本町木之本字八ツ塚 618 番 1 外 1 筆	雑種地	6 4 9. 9 3	5, 5 7 7, 0 0 0

（注 1） 売買成立のほか、都合により受付を終了する場合があります。

（注 2） 現状有姿のまま売却します。

（注 3） 各物件の詳細については、別紙の「物件調書」をご覧ください。

（注 4） 売払いの詳細については、「市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱」をご覧ください。

【問い合わせ先】

〒 5 2 6 - 8 5 0 1

長浜市八幡東町 6 3 2 番地

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室

電 話 0 7 4 9 - 6 5 - 1 7 1 7（直通）

F A X 0 7 4 9 - 6 3 - 4 1 1 1

e-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

1 市有地の随時募集（先着順）による売払いの流れ

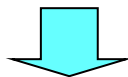
1. 買受けの申込み

随時受付

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

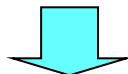
受付時間 午前9時15分から午後4時45分まで

別添の市有地買受け申込書を直接、総務部財政課 財産活用政策室へ持参してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。



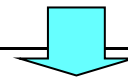
2. 買受人の決定

申込者としての資格要件を満たし、市があらかじめ定めた最低売却価格以上で最初に申し込まれた方を買受人とします。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定します。



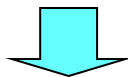
3. 契約保証金の納付

契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げた額）以上の額を納付していただきます。



4. 土地売買契約の締結

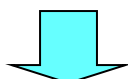
買受人が決定した日の翌日から起算して7日以内に、市有地売買契約を締結していただきます。市有地売買契約書のうち、市保管用の1部に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。



5. 売買代金の支払い

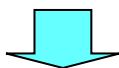
契約締結後、市が発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に全額をお支払いしていただきます。

なお、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。



6. 所有権移転登記

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。登記の手続きは、市が行います。登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、買受人の負担となります。



7. 撤去工事（物件番号1）

油分離槽及び低圧引込柱等は、所有権移転の日から1年以内に買受人の負担により撤去していただきます。

2 買受けの申込み

1 売払い案内書（申込用紙）の配布

【配布期間】

随時配布中

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。）

配布時間 午前9時00分から午後4時45分まで

【配布場所】

長浜市役所本庁 財政課財産活用政策室	長浜市八幡東町632番地
長浜市役所北部合同庁舎 北部管理課	長浜市木之本町木之本1757番地2

本書は、市のホームページ（<https://www.city.nagahama.lg.jp>）からも、ダウンロードできます。

2 申込資格

- （1）個人、法人を問わず、下記に記載する「申込みができない方」に該当する方を除き、どなたでも申込みしていただけます。
- （2）申込みをされた方の名義で、その物件の売買契約を締結することとなります。
- （3）2名以上の共有名義で申込みすることもできます。
- （4）申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には申込資格を取り消します。

（申込みができない方）

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、申込みできません。共有者のうち1名でも該当する方がある場合も同様です。

- ① 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - （ア）市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （イ）市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （ウ）申込者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （エ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
- (カ) 前記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）
 - （ア）暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者
 - （イ） 売払いする市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で利用しようとする者
 - （ウ） 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - （注）役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - （エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - （オ） 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （カ） 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ） 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （ク） 暴力団等又は前記（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 前記②又は③に該当する者の依頼を受けて、申込みしようとする者
- ⑤ 地方自治法第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第２条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- （２）暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- （３）指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- （４）指定暴力団連合 第４条（指定暴力団の連合体として指定）の規定により指定された暴力団をいう。
- （５）指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- （６）暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- （７）暴力的要求行為 第９条（暴力的要求行為の禁止）の規定に違反する行為をいう。

(8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

3 申込方法

市有地買受け申込書、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ）及び土地利用計画書に必要事項をもれなく記入し押印のうえ、申込受付場所に持参し提出してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。

また、同一物件について、同一人（共有者を含む）が重複して申し込むことはできません。

【申込受付期間】

随時受付中

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。）

受付時間 午前9時15分から午後4時45分まで

【申込受付場所】

長浜市八幡東町632番地

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室（長浜市役所 本庁舎4階）

買受人は受付の先着順で決定しますので、申込みのあった物件は、その時点で受付を終了します。

4 申込みに当たっての注意事項

(1) 申込書は、必ず所定の様式（様式第1号）を使用してください。

(2) 申込書は、申込者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑を必ず押印してください。

なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

(3) 申込書への金額記入には、アラビア数字（0，1，2，3…）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

(4) 次のいずれかに該当する申込みは無効としますのでご注意ください。

①申込資格がない者の申込み

②所定の申込書によらない申込み

③申込者の記名押印がない申込み

④買受価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み

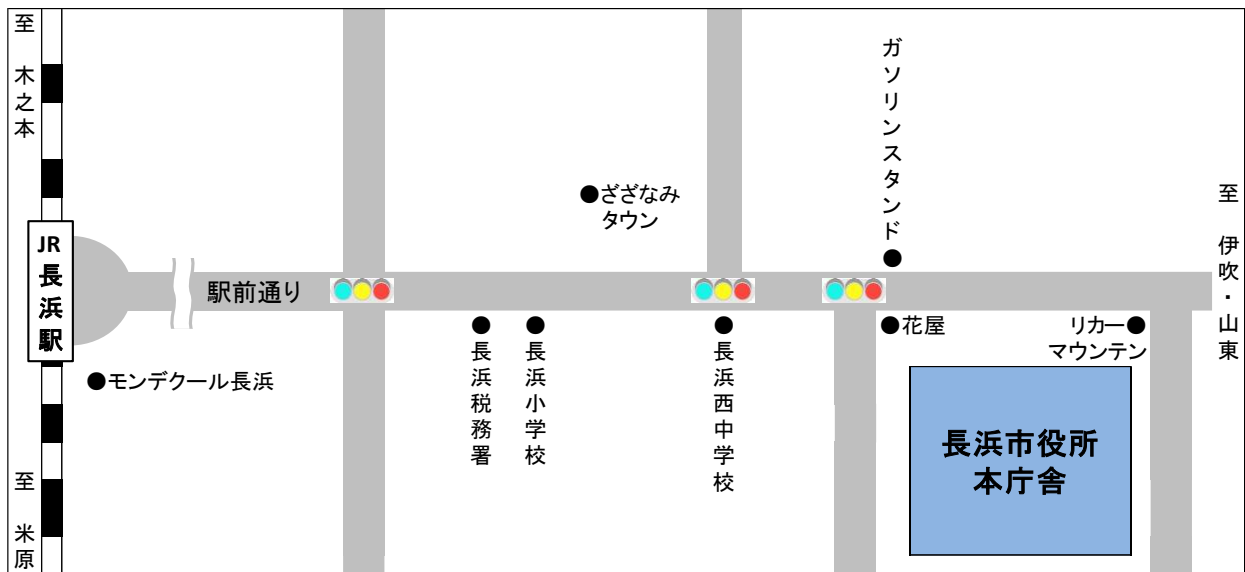
⑤買受価格を訂正した申込み

⑥買受価格が、事前に公表した最低売却価格を下回る申込み

⑦申込みに関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の申込み

⑧市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱に違反した申込み

(受付場所案内図)



- 徒歩 JR長浜駅から駅前通りを東に徒歩約15分
- バス JR長浜駅から市立長浜病院線、近江長岡線、市内循環線で「市役所前」下車すぐ

3 買受人の決定

買受人の決定は、有効な受付の先着順に、書類審査により決定します。

ただし、申込み受付開始時点において、受付場所に申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定します。また、複数の申込が同着であり、買受金額が同額である場合は、くじによる抽選により受付の順番を決定します。申込者がくじを引かない場合は、代わって当市職員がくじを引くものとし、申込者は抽選結果に異議を申し立てることはできません。

申込書の受付後、市において申込者が「市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱」第3条の資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たしていると認められた場合、申込者に対し書面により買受人決定の通知を行います。

4 契約の締結

1 契約の締結

- (1) 市と買受人との売買契約は、当該物件の買受人決定の日の翌日から起算して7日以内に市有財産売買契約書により締結しなければなりません。
- (2) 売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。
共有名義で申込まれた場合は、「共有者全員」の名義で締結してください。
共有名義の場合は、契約締結までに持分を決定しておいてください。
- (3) 買受人が期限までに契約を締結しない場合は、決定買受人としての効力を失います。
- (4) 市有地売買契約書（市保管用1部）に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。
- (5) 契約を締結する際には、
 - ①実印
 - ②印鑑（登録）証明書（発行から3か月以内のもの）
 - ③住民票又は外国人登録済証明書（個人の場合）、法人登記事項証明書及び資格証明書（法人の場合）が必要になります。この手数料についても買受人の負担となります。
- (6) 買受人が、その買受ける物件を下記の契約上の条件に反する用途に使用するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

2 契約上の条件

売買契約には次の条件を付します。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ①買受人は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会团体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ②買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

(2) 風俗営業等の禁止

- ①買受人は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。
- ②買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

(3) 賃貸等の制限

- ①買受人は、売買物件の売買契約締結の日から起算して5年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- ②買受人は、指定期間内に市の承認に基づいて第三者に売買物件を賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（1）及び（2）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(4) 所有権移転の制限

- ①買受人は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- ②買受人は、指定期間内に市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、上記(1)及び(2)に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(5) 実地調査

上記(1)から(4)について、市が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し買受人は協力しなければならない。

(6) 違約金

上記(1)から(4)の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する金額を、(5)の義務に違反した場合は、売買代金の1割に相当する金額を違約金として市に支払うこと。

(7) その他

(物件番号1)

- ①油分離槽（敷地南側里道の雨水排水管含む）及び低圧引込柱は、所有権移転の日から1年以内に買受人の負担により撤去するとともに、市有地部分については土で埋め戻して舗装してください。
- ②マンホールポンプ場は現在使用していませんが、マンホールポンプ場からの排水管が敷地南側の里道に埋設されています。マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、買受人の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞してください。

5 売買代金の支払い

- (1) 買受人は、市有地売買契約の締結と同時に契約保証金（売買金額の10/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額）を納付してください。
- (2) 買受人は、契約締結後、市が発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に、売買代金を全額納付しなければなりません。なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。また、契約保証金には利子を付けません。
- (3) 契約締結後、売買代金の支払が契約締結日から30日以内に行われなかった場合には、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

6 所有権の移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、市が行います。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した売買物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。共有持分については、契約締結までにご連絡ください。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。市有地売買契約の締結時に必要となる金額の収入印紙を持参してください。
- (5) 上記(4)について、登録免許税が非課税となる場合があります。この場合は買受人から申し出てください。また、買受人にて非課税証明書を準備してください。
- (6) 買受人は、売買物件の所有権を市から所有権移転登記する前に、その売買物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

7 個人情報について

買受けの申込みのために提出された書類等に記載された個人情報は、売払い事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

8 その他の注意事項

- (1) 買受けの申込みをされる場合は、物件調書に記載の条件等の内容を十分に確認してください。不明な点は、長浜市総務部財政課 財産活用政策室（電話：0749-65-1717）までお尋ねください。
- (2) 売買物件の引き渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。現地説明会は実施いたしません。
- (3) 建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や地元自治会の負担金等が必要となる場合がありますので、**必ず関係機関にあらかじめ確認してください。**
- (4) 買受人は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合は、売買契約締結の日から2年間は、市は協議に応じます。なお、市の責任の範囲は、売買代金の額を限度とします。

【参考】消費者契約法（平成12年法律第61号）抜粋

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買受人の負担とします。
- (6) 売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。
- (7) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 売買物件の利用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。
- (9) 立木の伐採、フェンス、囲障・擁壁などの撤去は市では一切行いません。
- (10) 売買物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。
- (11) 売買契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、物件の所在地、地目、地積及び契約金額について公表することがあります。

市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱

（売買物件）

第1条 随時募集（先着順）にて売払う市有地は、次のとおりとする。

物件 番号	物件所在地	現況地目	実測面積（㎡）	最低売却価格（円）
1	長浜市小堀町字農神105番1	雑種地	1,875.34	48,000,000
2	長浜市湖北町速水字北中瀬2962番	宅地	1,196.21	26,077,000
3	長浜市北野町字野神454番2	雑種地	186.15	916,000
4	長浜市東上坂町字野神1533番7	宅地	179.58	1,690,000
5	長浜市木之本町木之本字八ツ塚618番1 外1筆	雑種地	649.93	5,577,000

2 受付期間

随時受付である。ただし、土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。売買成立のほか、都合により受付を終了する場合がある。

3 申込受付場所

長浜市八幡東町632番地

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室（長浜市役所 本庁舎4階）

（売払い条件）

第2条 売払いにあたり次の条件を付する。

- (1) 買受人は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- (2) 買受人は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。
- (3) 買受人は、売買物件の売買契約締結の日から起算して5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により長浜市（以下「市」という。）の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- (4) 買受人は、指定期間内に第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、本要綱に規定する買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。
- (5) 買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1号及び第2号の義務に反する使用をさせてはならない。
- (6) 買受人は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定

期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

- (7) 買受人は、指定期間内に第三者に所有権移転をする場合は、本要綱に規定する買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。
- (8) 市は、本要綱に規定する買受人の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、買受人は、市の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。
- (9) 買受人は、第1号から第7号に規定する条件のいずれかに違反した場合には違約金として市に対し売買代金の100分の30に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。
- (10) 買受人は、第8号の義務に違反した場合には、違約金として市に対し売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

（買受けの申込みができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、買受けの申込みをすることができない。また、買受人の決定後において買受けの申込者の資格を有していないことが判明した場合には、その者がした申込みは無効とする。共有者のうち1人でも該当する者がある場合も同様とする。

- (1) 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 申込者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
 - カ 前記アからオまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）
 - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ 売払いする市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団

の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク 暴力団等又は前記アからキまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 前記 (2) 又は (3) に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員
(買受けの申込み)

第 4 条 申込みしようとする者（以下「申込者」という。）は、市有地買受け申込書（様式第 1 号）、誓約書（様式第 2 号）、役員一覧（様式第 3 号）（法人の場合のみ）及び土地利用計画書（様式第 4 号）を別に市長が指定する時間、場所に持参し、提出しなければならない。

2 郵送、電話、ファックス及び電子メールによる買受けの申込みは認めない。

3 同一売買物件について、同一人（共有者を含む）が重複して申し込むことはできない。

(留意事項)

第 5 条 申込者は、本要綱、物件調書及び市有地売買契約書の各条項並びに売買物件の法令上の規制を全て承知したうえで申込みするものとする。

2 申込手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(申込みの受付日時及び場所)

第 6 条 買受けの申込みは、第 1 条に掲げる期間及び場所において受け付ける。

(申込書の記入方法)

第 7 条 申込書には、買受価格、申込者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名）その他所定の事項を記入のうえ、申込者の印（共有者がある場合は、共有者全員の印）を押さなければならない。

2 買受価格はアラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

(無効となる申込み)

第 8 条 次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

(1) 申込資格がない者の申込み

(2) 所定の申込書によらない申込み

(3) 申込者の記名押印がない申込み

(4) 買受価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み

(5) 申込価格を訂正した申込み

(6) 買受価格が事前に公表した最低売却価格を下回る申込み

(7) 申込みに関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の申込み

(8) 本要綱に違反した申込み

(買受人の決定方法)

第 9 条 買受人の決定は、次に掲げる方法による。

(1) 有効な受付の先着順に、書類審査により買受人を決定する。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一売買物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い者から受付の順番を決定する。

- (2) 同一売買物件に複数の申込みが同着であり、買受価格が同額である場合は、くじによる抽選により受付の順番を決定する。この場合、申込者が抽選のくじを引くものとするが、申込者がくじを引かない場合は、代わって当市職員がくじを引くものとし、申込者は抽選結果に異議を申し立てることはできない。
- (3) 申込書の受付後、市は申込者が第3条に規定する資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たしていると認められた場合、申込者に対し書面により買受人決定の通知を行うものとする。
- (4) 買受人として決定した者との契約が不調となった場合において、受付の次順位の申込者が申込資格を満たしている場合は、当該者を買受人とし、書面により買受人決定通知を行うものとする。次順位の申込者が申込資格を満たしていない場合は、さらに次順位の申込者の申込資格を確認するものとし、以降同様とする。なお、買受人へ売払いが完了した場合は、次順位の申込者へ売払い完了の通知を行うものとする。

(契約の締結)

第10条 市と買受人は、買受人決定の日の翌日から起算して7日以内に市有地売買契約を締結するものとする。

- 2 市は、買受人がその買受けする物件（以下「買受け物件」という。）を公序良俗に反する用途又は風俗営業等の用途に使用するおそれがあるときは、契約を締結しないことができる。

(契約保証金等)

第11条 買受人は、次のとおり契約保証金等を納付するものとする。

- (1) 買受人は売買契約締結と同時に、売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を契約保証金として納付するものとする。
- (2) 買受人は、売買契約締結後、市が発行する納入通知書により、契約締結日から30日以内に売買代金を全額納付するものとする。この場合において、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。
- 2 契約保証金には、利子を付けない。

(契約保証金の帰属)

第12条 買受人が契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として市に帰属するものとする。

(所有権の移転時期)

第13条 買受け物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

- 2 買受け物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(所有権移転登記前の譲渡の禁止)

第14条 買受人は、買受け物件の所有権を市から所有権移転登記する前に、買受け物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第15条 買受け物件の所有権移転登記に要する登録免許税（免除となる場合は、免除を証明する書類の取得費）、売買代金完納後の公租公課等は、買受人の負担とする。

- 2 買受け物件の所有権移転登記に要する登録免許税が非課税となる場合は、買受人が自ら申し出、かつ、非課税証明書を準備するものとする。

(危険負担)

第 16 条 契約の締結の日から買受け物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない事由により、買受け物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買受人が負担するものとする。

2 買受け物件の引渡し後において買受け物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、買受人は、市に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(相隣関係等)

第 17 条 売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しない。

(契約不適合)

第 18 条 買受人は、売買契約締結後、買受け物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合は、売買契約締結の日から 2 年間は、市は協議に応じるものとする。なお、市の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(工作物の撤去等：物件番号 1 のみ)

第 19 条 油分離槽（敷地南側里道の雨水排水管含む）及び低圧引込柱は、所有権移転の日から 1 年以内に買受人の負担により撤去するとともに、市有地部分については土で埋め戻して舗装するものとする。

2 マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、買受人の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞するものとする。

(遵守事項)

第 20 条 申込者は、本要綱に規定するもののほか、申込み方法等の指示事項を遵守しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

市有財産売買契約書（案）

売渡人 長浜市長 浅見宣義（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	現況地目	地積（㎡）

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金○○,○○○,○○○円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に契約保証金として金○,○○○,○○○円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、この契約締結の日から30日以内に、甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に規定する契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（所有権の移転及びその時期）

第6条 売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求に基づき甲が囑託するものとし、乙はこれに必要な書類等を甲に提出するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙からの当該登記に要する費用の負担を確認した後に、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

（危険負担）

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

2 売買物件の引渡し後において売買物件に関して土壤汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、乙は、甲に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(相隣関係等)

第9条 乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。

2 前項の問題について、乙は、甲に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が本契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この契約の締結の日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(売買物件の賃貸等の制限)

第11条 乙は、この契約の締結の日から起算して5年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、売買物件を甲の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、本契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(用途制限)

第12条 乙は、売買物件及び売買物件上に建設した建物を利用するにあたり、次に掲げる用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動をするための用途

(3) 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途

(4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用途

2 乙は、土地の利用に当たり、日照、通風等に留意するとともに、電波障害、騒音、臭気、廃水による水質汚濁等の防止に関し、乙の責任において必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、土地利用に当たり官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

(売買物件の譲渡の制限)

第13条 乙は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、指定期間内に売買物件を甲の承認に基づいて第三者に所有権移転を行う場合は、本契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は甲の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、第11条から第13条までの条件に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の100分の30に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。

2 乙は、前条の義務に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。

3 第1項及び前項の違約金は、違約罰であり、第17条第4号及び第19条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、直ちに何らの催告を要せずにこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

3 乙は、本契約に定めるもののほか、原則として自己都合による契約解除はできないものとする。

(返還金)

第17条 甲が、前条の規定に基づきこの契約を解除したときは、次によるものとする。

(1) 売買代金が支払われていないときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。

(2) 既に売買代金が支払われたときは、甲は、乙に対し、既納の売買代金に利子を付けないで返還するものとする。ただし、第5条第2項の規定により契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額を違約金として既納の売買代金から差し引いたうえ、残額を返還するものとする。

(3) 前号以外の乙が負担した契約費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しないものとする。

(4) 甲に損害があった場合、甲は乙にその賠償を請求することができるものとする。

(5) 乙に損害があった場合でも、乙は甲にその賠償を請求することができない。

(6) 第1号及び第2号の違約金は、違約罰であり、第4号及び第19条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(原状回復)

第18条 甲が第16条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第2号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が同条第4号の損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該損害賠償金を相殺することができるものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第22条 売買物件の引渡し後に発生した公租公課等は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第23条 乙は、売買物件を利用するにあたっては、当該売買物件に係る法令等の規制を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

物件番号1の場合のみ

(工作物の撤去等)

第26条 乙は、油分離槽（敷地南側里道の雨水排水管含む）及び低圧引込柱は、所有権移転の日から1年以内に乙の負担により撤去するとともに、市有地部分については土で埋め戻して舗装しなければならない。

2 乙は、マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、乙の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞しなければならない。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長浜市八幡東町632番地
長浜市長 浅見 宣義

乙

物 件 調 査 書

物件番号	1	所在地	滋賀県長浜市小堀町字農神105番1		
最低売却価格		48,000,000円			
面 積	実測面積	1,875.34㎡	地 目	現況地目	雑種地
	公簿面積	1,875㎡		登記地目	雑種地
接面道路の状況	西側：県道伊部近江線 現況幅員 約6m 舗装済 高低差無				
法令等による制限	都市計画区域		市街化区域	用途地域	第1種住居地域
	建 ぺ い 率		60%	容 積 率	200%
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
				電 話 番 号	
	電気	関西電力	-	関西電力送配電(株)	
				0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパンガス もしくは都市ガス	-	-	
				-	
	上水道	水道企業団	西側道路配管有	長浜水道企業団	
				0749-62-4101	
	下水道	公共下水道	西側道路配管有	長浜市下水道施設課	
				0749-65-1601	
現地までの交通機関		鉄道	JR北陸本線 長浜駅 物件の西方 (道路距離) 約3.0km		
		バス・乗合	湖国バス(市内循環線)「川崎南」停留所 物件の北西(道路距離)約380m		
備考					
1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合がありますので、買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)に照会してください。 2. 上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団(0749-62-4101)へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。 3. 下水道管の敷地内への引き込みはされていません。公共污水ますを設置される場合は長浜市下水道施設課(0749-65-1601)へ申込みをしてください。なお、ます設置に係る受益者負担金が別途必要です。 4. 電気・ガス・給排水等の整備は、買受人の負担で整備してください。 5. 本件土地と隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。 6. 本件土地の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていない。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。 7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。 8. 本件土地は、土地に付随する車止め、電灯柱、柵、低圧引込柱等の工作物のほか、油分離槽、マンホールポンプ場の地下工作物について、現状有姿での引渡しとなります。十分現地をご確認ください。ただし、油分離槽及び低圧引込柱については、所有権移転日から1年以内に買受人の責任と負担により撤去を行ってください。 9. 油分離槽の撤去後、市有地については、買受人の責任と負担により、土を埋め戻し、舗装してください。 10. マンホールポンプ場は現在使用していませんが、マンホールポンプ場から排水管が敷地南側の里道に埋設されています。マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、買受人の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞してください。					

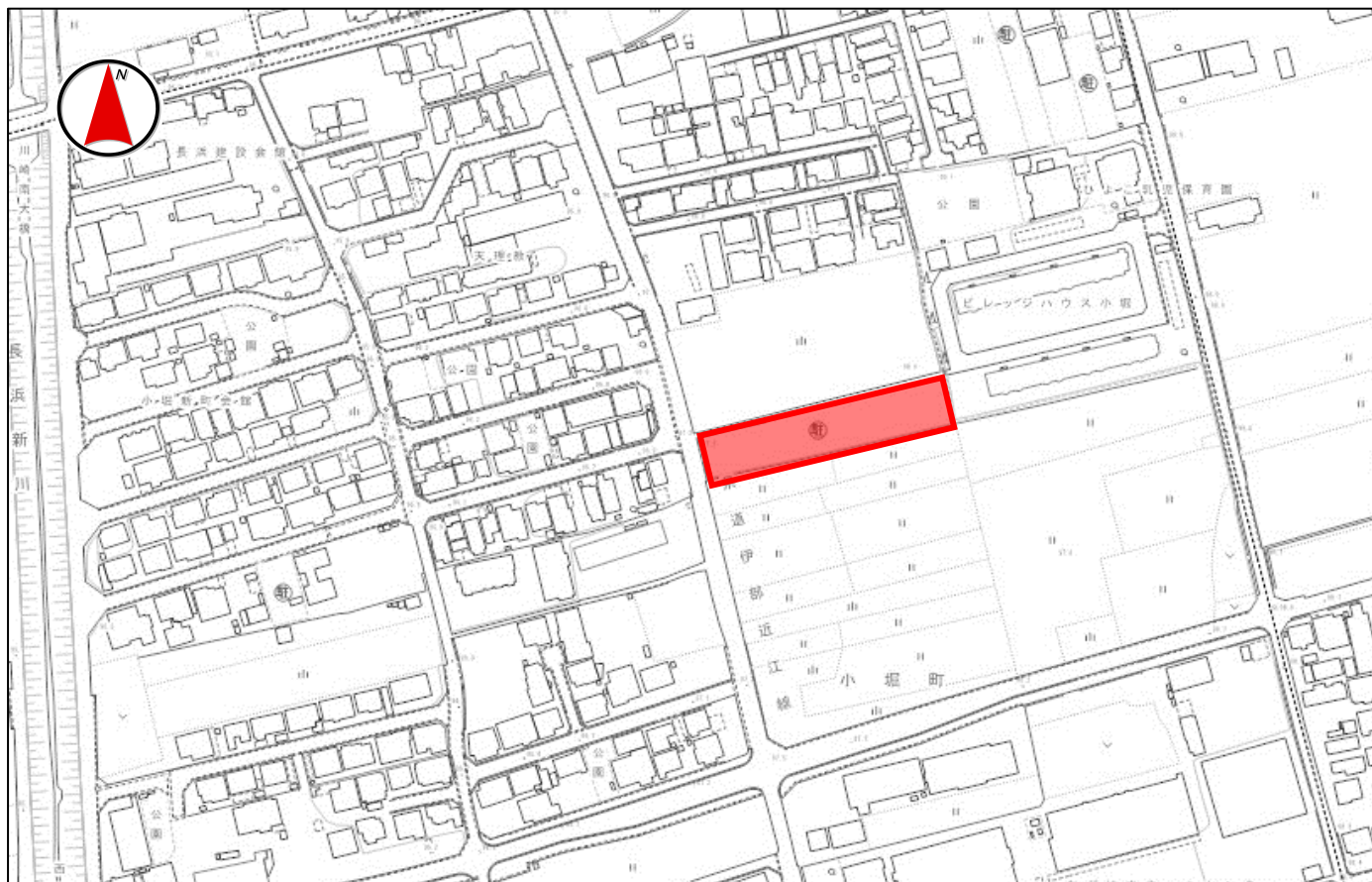
11. その他、工作物の状況について、①引込柱について、電気契約は廃止しています。②電灯は近年使用しておらず、稼働等の点検は行っていません。
12. 油分離槽の撤去とともに、敷地南側里道の雨水排水管も1年以内に撤去してください。
13. 敷地西側の都市計画道路(県道)について、本件土地上に法線はかかっていないものの、今後、都市計画道路を整備する際、追加買収の可能性があります。

※物件調書の記載内容についての問い合わせ:長浜市財政課財産活用政策室(0749-65-1717)

※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図



空撮写真



全部事項証明書

公用 滋賀県長浜市小堀町105-1 全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年1月24日	不動産番号	1603000300688
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	長浜市小堀町字農神				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
105番1	田	932		余白	
余白	雑種地	余白		②平成5年9月1日変更 〔平成10年7月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年1月24日	
余白	余白	1773		③106番、106番1、106番2、107 番を合筆 〔平成28年4月8日〕	
余白	余白	1898		③錯誤 〔平成28年4月8日〕	
余白	余白	1875		③105番1、105番3に分筆 〔令和3年2月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年1月24日
2	所有権移転		
3	所有権移転	平成28年1月4日 第22号	原因 平成27年12月28日売買 所有者 滋 賀 県 長 浜 市
4	合併による所有権登記	平成28年4月1日 第3061号	所有者 滋 賀 県 長 浜 市



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D81562 (1 / 1) 1 / 2

地積測量図

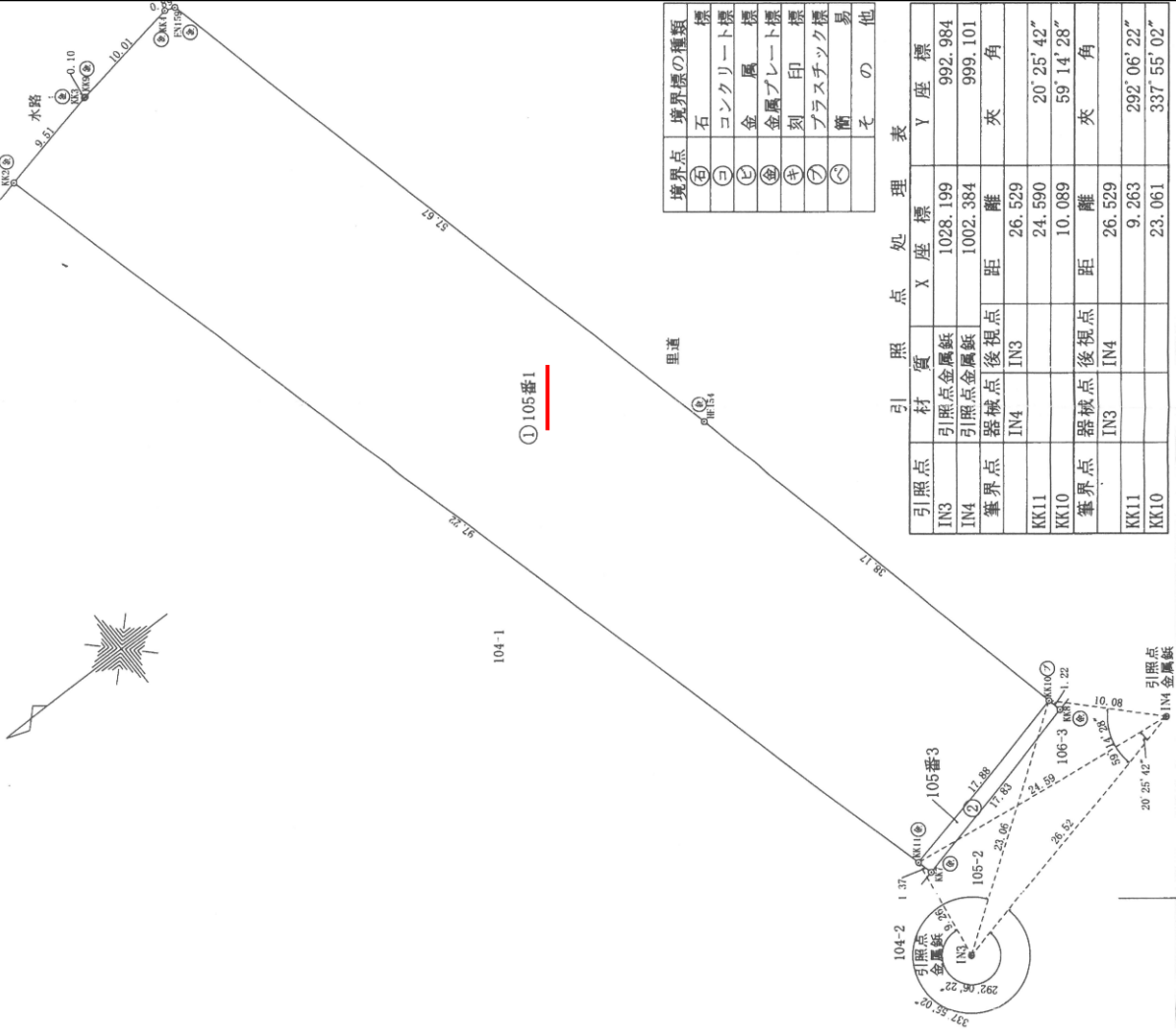
土地の所在 長浜市小堀町字農神

座標求積表

(任意座標)				
地番	①105番1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	
KK11	1026.786	1002.140	-41908.492660	
KK10	1009.404	1006.348	-9257.395252	
HE154	1017.587	1043.638	22667.817360	
EN159	1031.124	1099.698	15809.258448	
KK4	1031.963	1099.996	11795.257108	
KK9	1041.847	1098.372	10965.047676	
KK3	1041.946	1098.355	10298.176480	
KK2	1051.223	1096.239	-16618.983240	
		倍面積	3750.685920	
		面積	1875.3429600	
		地積	1875.34	m ²
		坪数	567.29	

地番	③105番3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	
KK11	1026.786	1002.140	17072.457040	
KK7	1026.440	1000.807	-17658.238708	
KK8	1009.142	1005.152	-17123.769472	
KK10	1009.404	1006.348	17756.004112	
		倍面積	46.452972	
		面積	23.2264860	
		地積	23.22	m ²
		坪数	7.02	

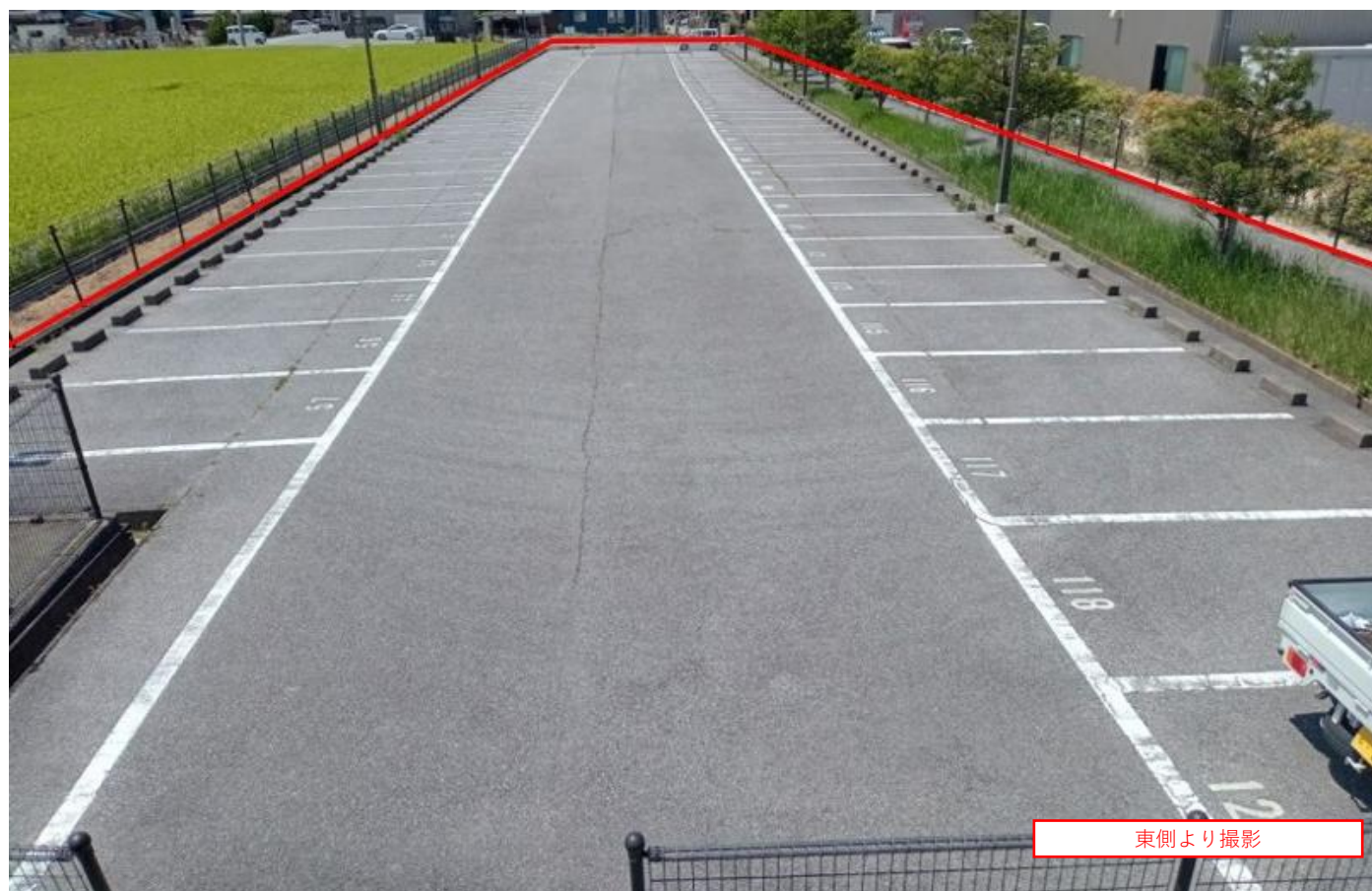
合計	1898.5694460			
----	--------------	--	--	--



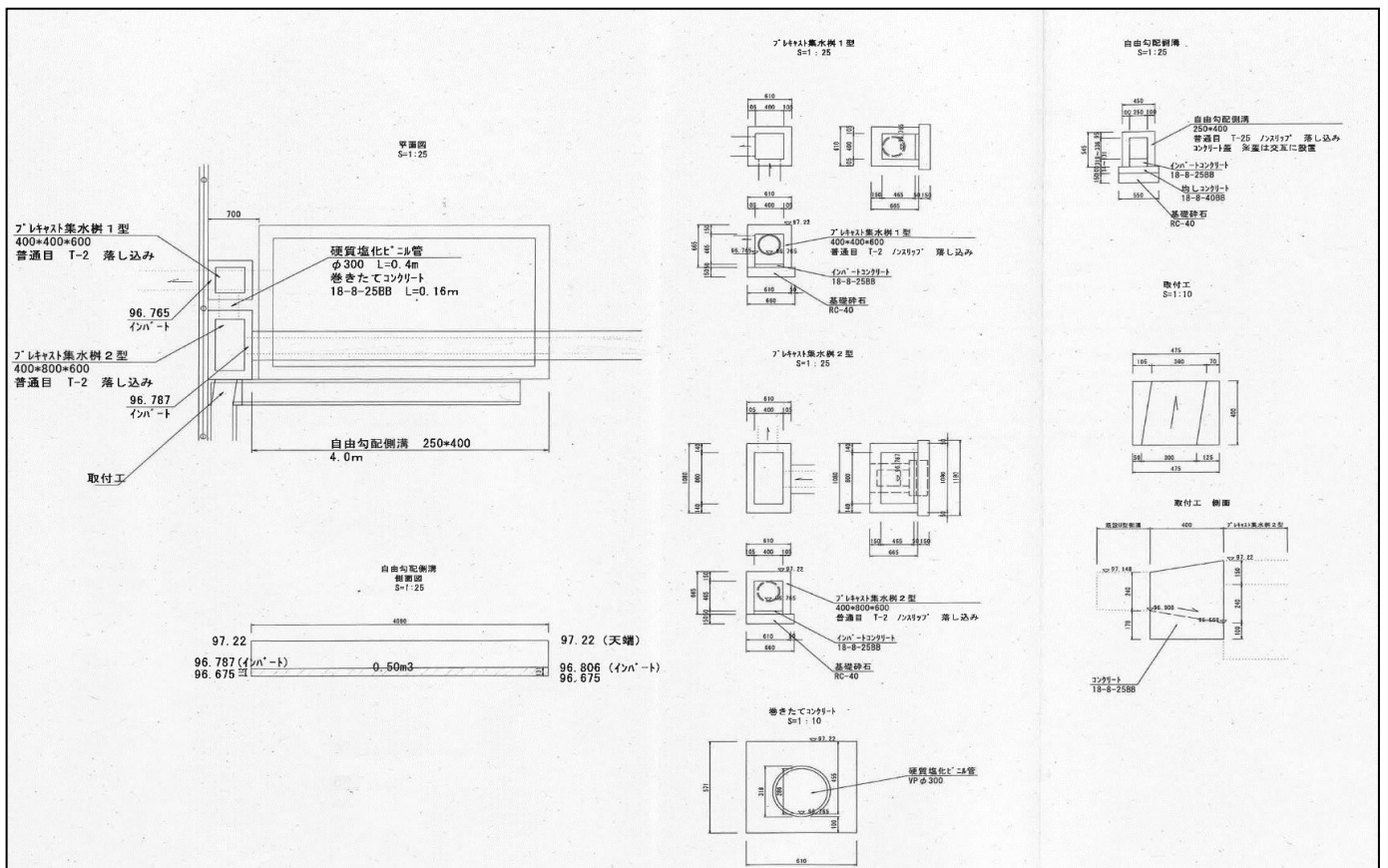
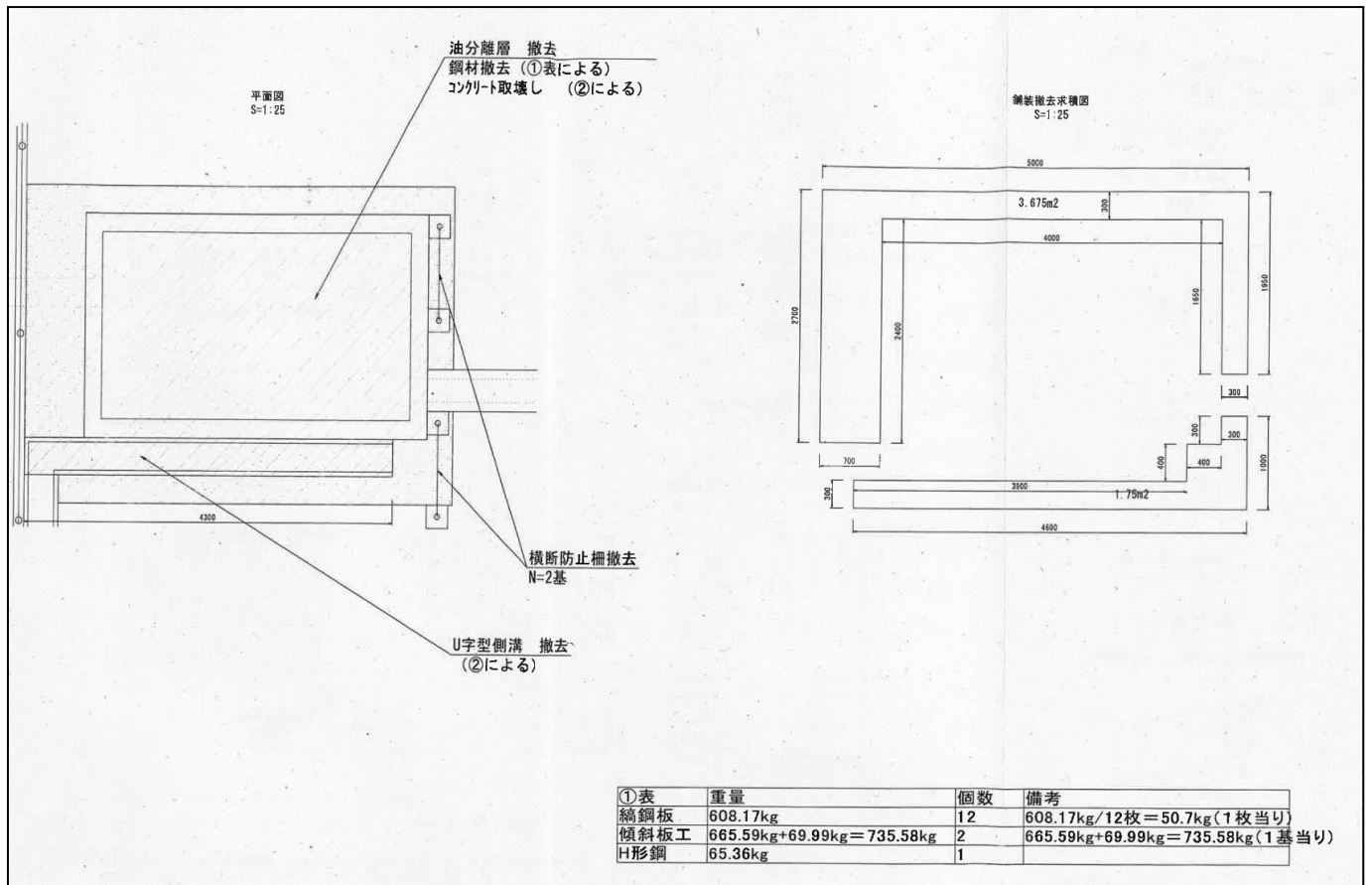
境界点	境界標の種類
①	右
②	コンクリート標
③	金
④	金属プレート標
⑤	刻印標
⑥	プラスチック標
⑦	簡易
⑧	その他

引照点	材質	X座標	Y座標
IN3	引照点金属板	1028.199	992.984
IN4	引照点金属板	1002.384	999.101
筆界点	器械点後視点	距離	夾角
IN4	IN3	26.529	
KK11		24.590	20°25'42"
KK10	器械点後視点	10.089	59°14'28"
筆界点	器械点後視点	距離	夾角
IN3	IN4	26.529	
KK11		9.263	292°06'22"
KK10		23.061	337°55'02"

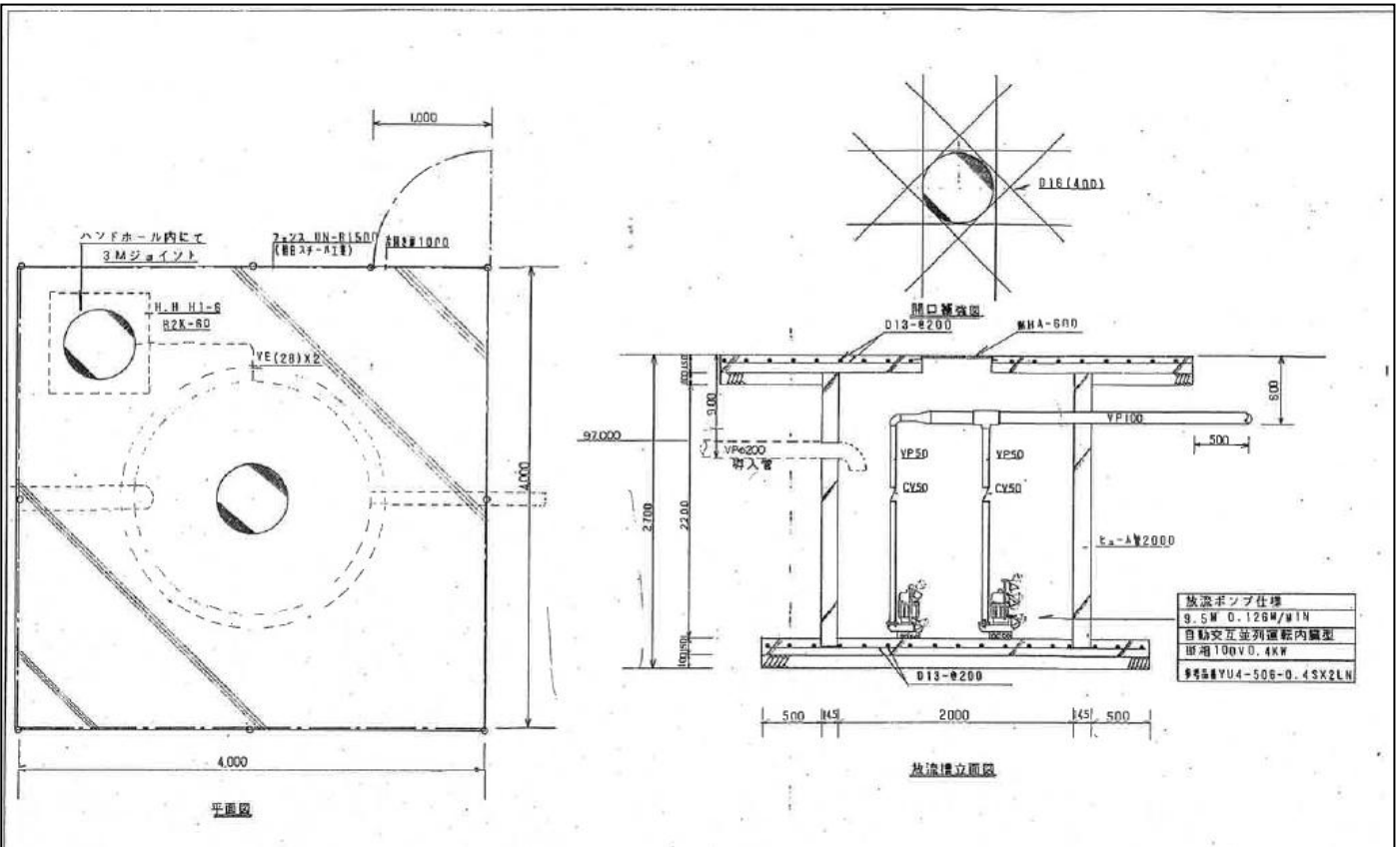
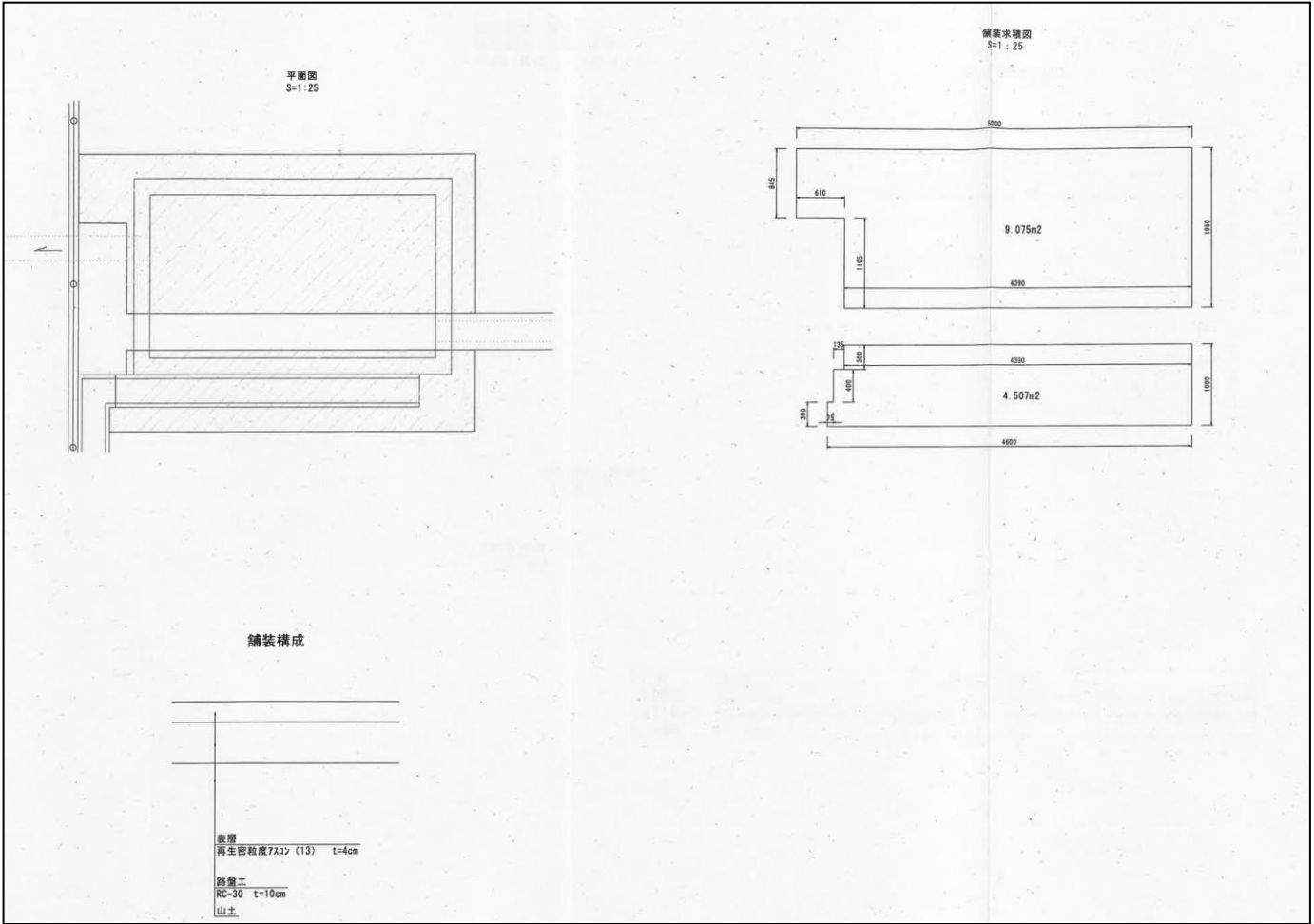
現地写真



油分離槽(撤去関連図面)



油分離槽(撤去関連図面)・構造図(マンホールポンプ場)



現況写真



現況写真

油分離槽 雨水排水管



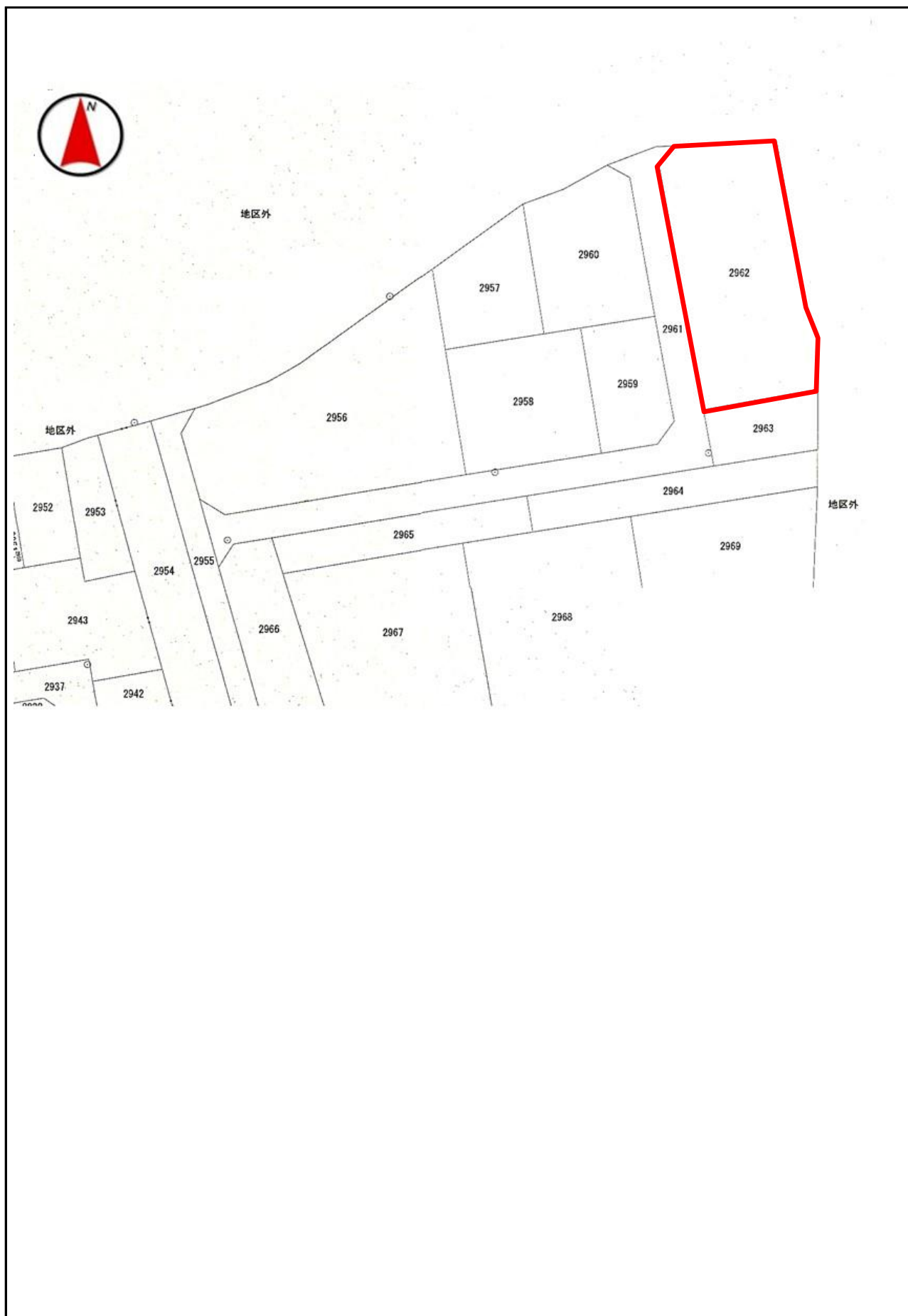
境界標

物 件 調 書				
物件番号	2	所在地	滋賀県長浜市湖北町速水字北中瀬2962番	
最低売却価格		26,077,000円		
面 積	実測面積	1,196.21㎡	地 目	現況地目:宅地 登記地目:宅地
	公簿面積	1,196.21㎡		
接面道路 の状況	西側市道 現況幅員 約6.0m 舗装 有 高低差 一部有(等高から40cm程度) 北側市道 現況幅員 約10.2m 舗装 有 高低差 有(10cmから60cm程度) 東側市道 現況幅員 約4.5m 舗装 有 高低差 有(60cmから330cm程度) ※道路幅員は有効幅員で有蓋側溝を含む。			
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引区域)	特定用途制限地域	田園居住地区
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率	200%
私道等の負担に関する事項		負担なし		
供給 処理 施設 状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事 業 所 名 電 話 番 号
	電気	関西電力		関西電力送配電(株)
				0800-777-8810(コールセンター)
	ガス	プロパン		
	上水道	水道企業団	西側道路配管有	長浜水道企業団
				0749-62-4101
	下水道	公共下水道	西側道路配管有	長浜市下水道施設課
0749-65-1601				
現地までの交通機関	鉄道	JR北陸本線 河毛駅 物件の東方(道路距離)約1,200m		
	バス	湖国バス(木之本米原線) 速水停留所 物件の南方(道路距離)約650m		
備考 1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、長浜市建築課建築指導室(0749-65-6543)にご照会ください。 2. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。 3. 下水道管の敷地内への引き込みはされていませんので、公共汚水ますを設置される場合は長浜市下水道施設課へ申込み願います。なお、ます設置に係る受益者負担金が別途必要です。 4. 上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。 5. 電気・ガス・給排水等の設備は、買受人の負担で整備してください。 6. 当該物件の土壌調査、地盤調査等はありません。地下埋設物調査は一部実施済みです。 所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下等が発見されても市は一切責任を負いません。 7. 現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。 8. 当該物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。 これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応 8. 現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。				
※物件調書の記載内容についての問い合わせ:長浜市財政課財産活用政策室(0749-65-1717) ※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。 ※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。				

位置図

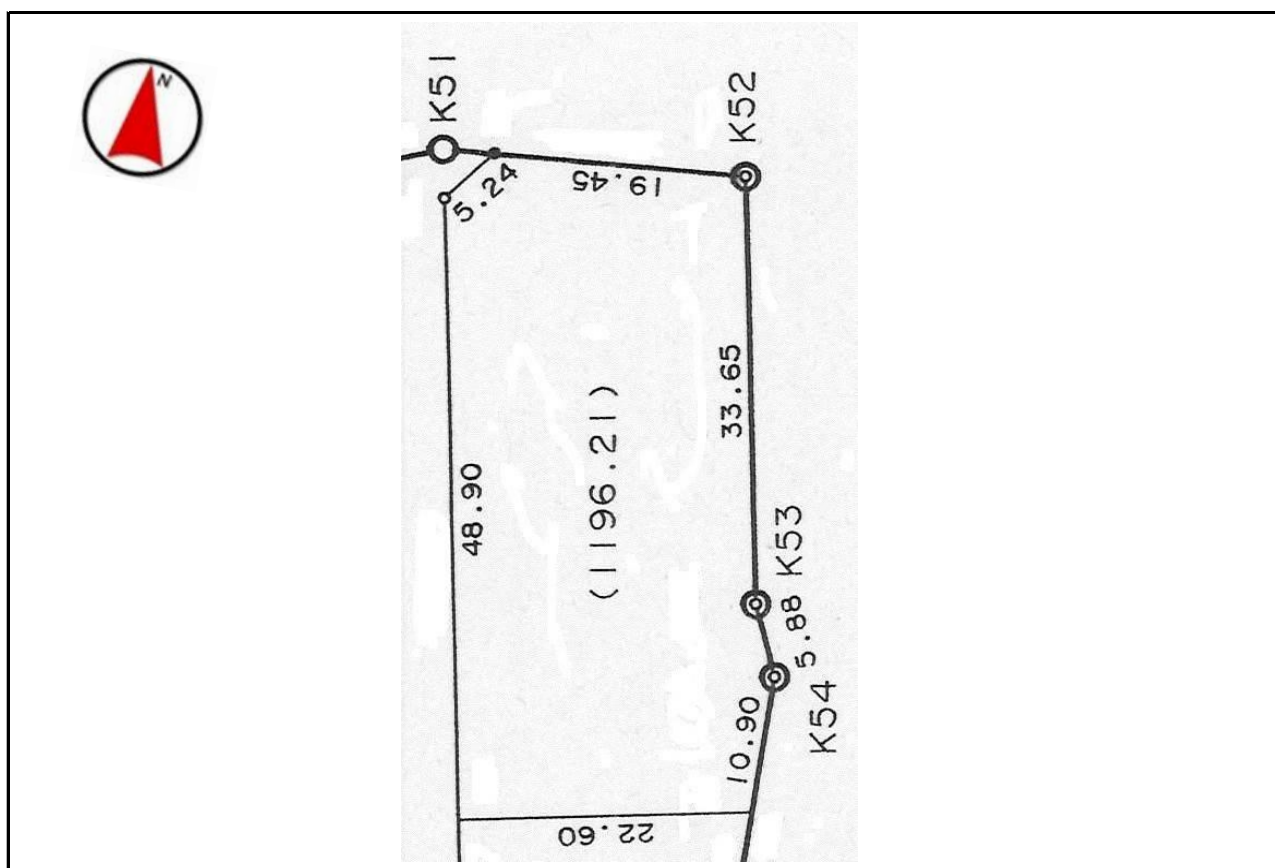
【物件番号2】





画 地 図

【物件番号2】



現 況 写 真

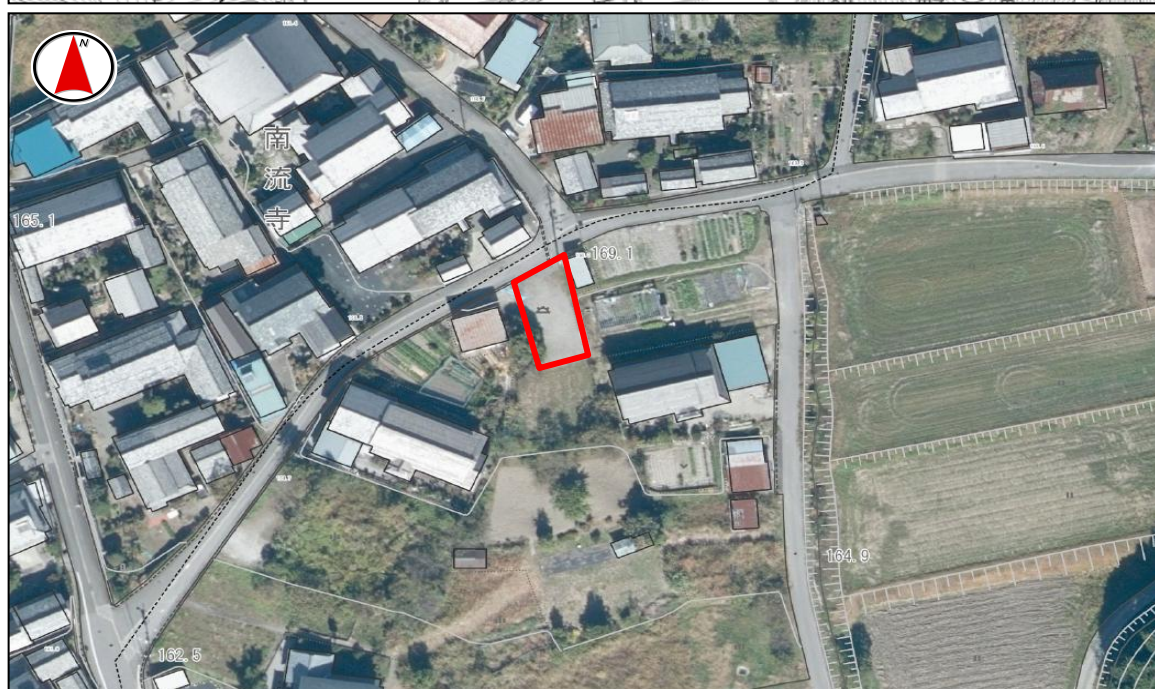
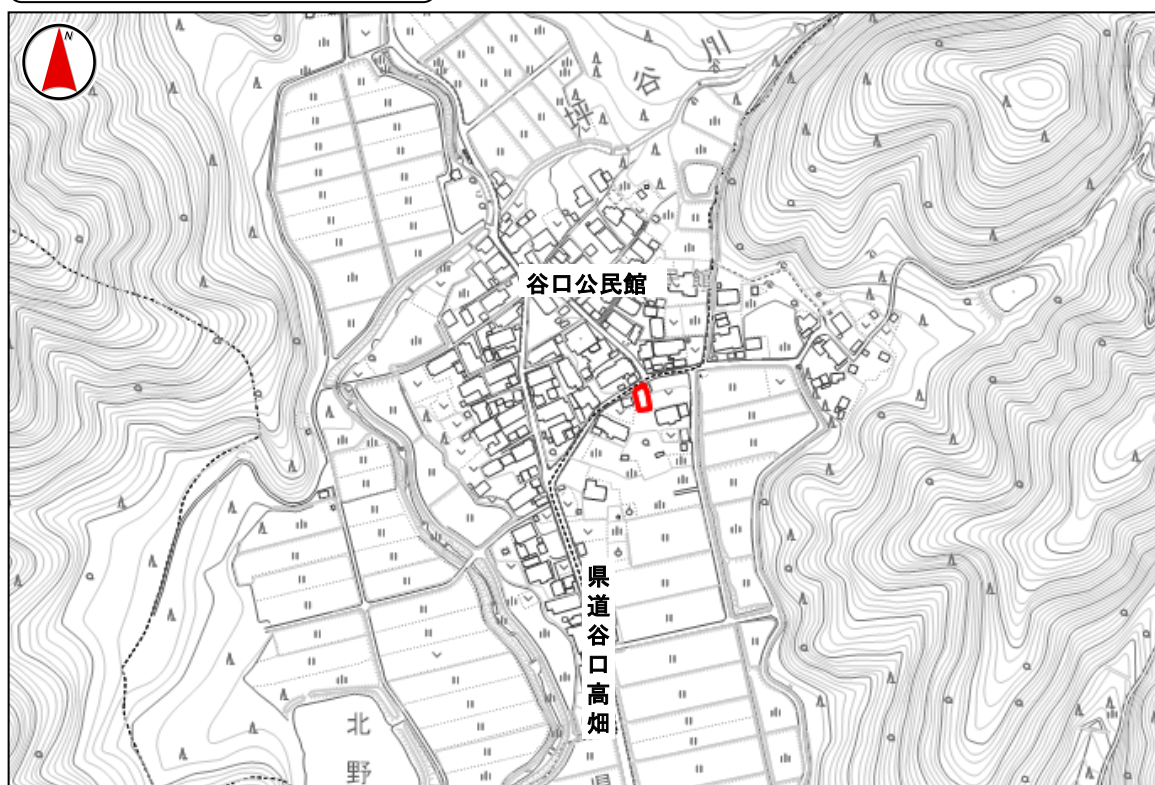
【物件番号2】



北側より撮影

物 件 調 書				
物件番号	3	所在地	滋賀県長浜市北野町字野神454番2	
最低売却価格		916,000円		
面 積	実測面積	186.15㎡	地 目	現況地目:雑種地 登記地目:雑種地
	公簿面積	186㎡		
接面道路の状況	北側市道(市道谷口小倉線) 現況幅員 約4.0m～4.8m 舗装 有 高低差 無 ※道路幅員は有効幅員で無蓋側溝等は含まない。			
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引き都市計画区域)	特定用途制限地域	田園居住地区
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率	200%(道路幅員により制限有)
私道等の負担に関する事項		—		
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号
	電気	関西電力	—	関西電力(株)彦根配電営業所
				0800-777-8810(コールセンター)
	ガス	プロパンガス	—	
	上水道	長浜水道企業団	敷地内引込無	長浜市水道企業団
				0749-62-4101
	下水道	公共下水道	敷地内引込無	長浜市下水道施設課
0749-65-1601				
現地までの交通機関	鉄道	JR北陸本線 河毛駅 物件の南西方 (道路距離)約7.4km		
	バス	お市ちゃんタクシー 「谷口」停留所 物件の南西方(道路距離) 約100m		
備考 1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、長浜市建築課建築指導室(0749-65-6543)に確認してください。 2. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。 3. 当該物件は、平成28年度まで旧浅井北簡易水道谷口配水池としての建物がありました。 なお、敷地北側舗装部分の地中に以前、配水用で使用していた管が2本埋設されたままになっています。 (水道本管とは接続されていません。) 4. 隣接地の境界部分の敷地内に関西電力(株)の電柱があります。 5. 水道管、下水道管、ガス管の敷地内への引き込みはされていません。 給排水、電気、ガス等の設備は、買受人の負担で対応してください。 6. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。 7. 当該物件は周知の遺跡(野神遺跡)に該当します。工事を行う場合は、長浜市文化観光課歴史まちづくり室文化財係(0749-65-6510)へ連絡、協議してください。また、工事を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定により、工事着手の60日前までに発掘届等の書類を提出してください。 8. 現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。 9. 西側隣接地から当該物件に樹木の空中越境があります。 10. 当該物件と隣接地の擁壁等について、地中において境界を越えている場合があります。 これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。 ※物件調書の記載内容についての問い合わせ:長浜市財政課財産活用政策室(0749-65-1717) ※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。 ※申込みの際は、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。				

位置図



全部事項証明書

公用 滋賀県長浜市北野町454-2 全部事項証明書 (土地)

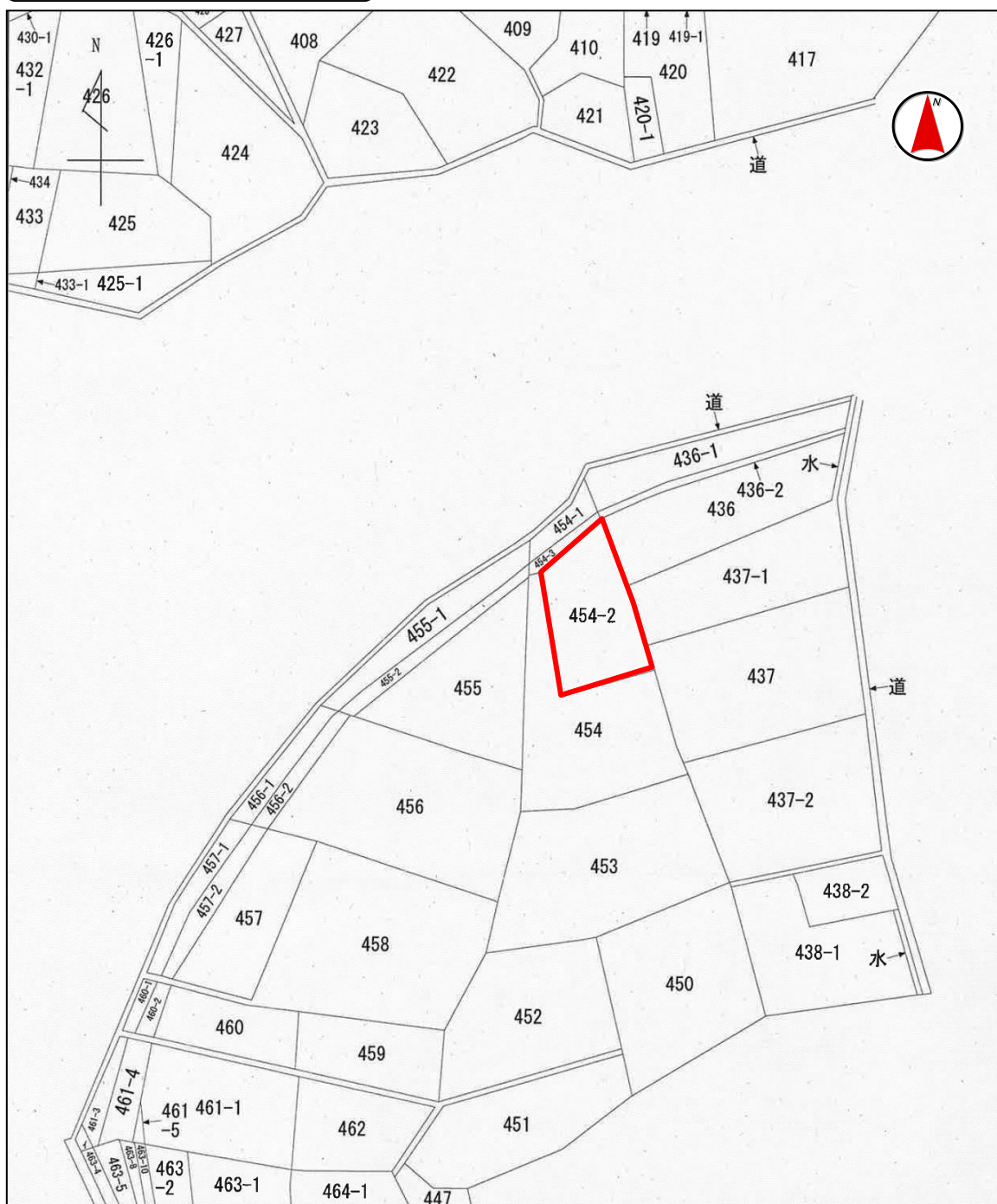
表題部 (土地の表示)	調製	平成17年1月24日	不動産番号	1603000083635
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	東浅井郡浅井町大字北野字野神			余白
	長浜市北野町字野神			平成18年2月13日行政区画変更 平成18年3月6日登記
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
454番2	畑	198	454番から分筆 〔昭和56年7月21日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年1月24日	
余白	余白	186	③錯誤 ③454番2、454番3に分筆 〔令和5年3月24日〕	
余白	雑種地	余白	②平成28年月日不詳地目変更 〔令和5年3月24日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年7月21日 第9173号	原因 昭和56年4月20日買収 所有者 東浅井郡浅井町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年1月24日
2	所有権移転	令和5年3月24日 第2486号	原因 平成18年2月13日合併による承継 所有者 滋賀県長浜市

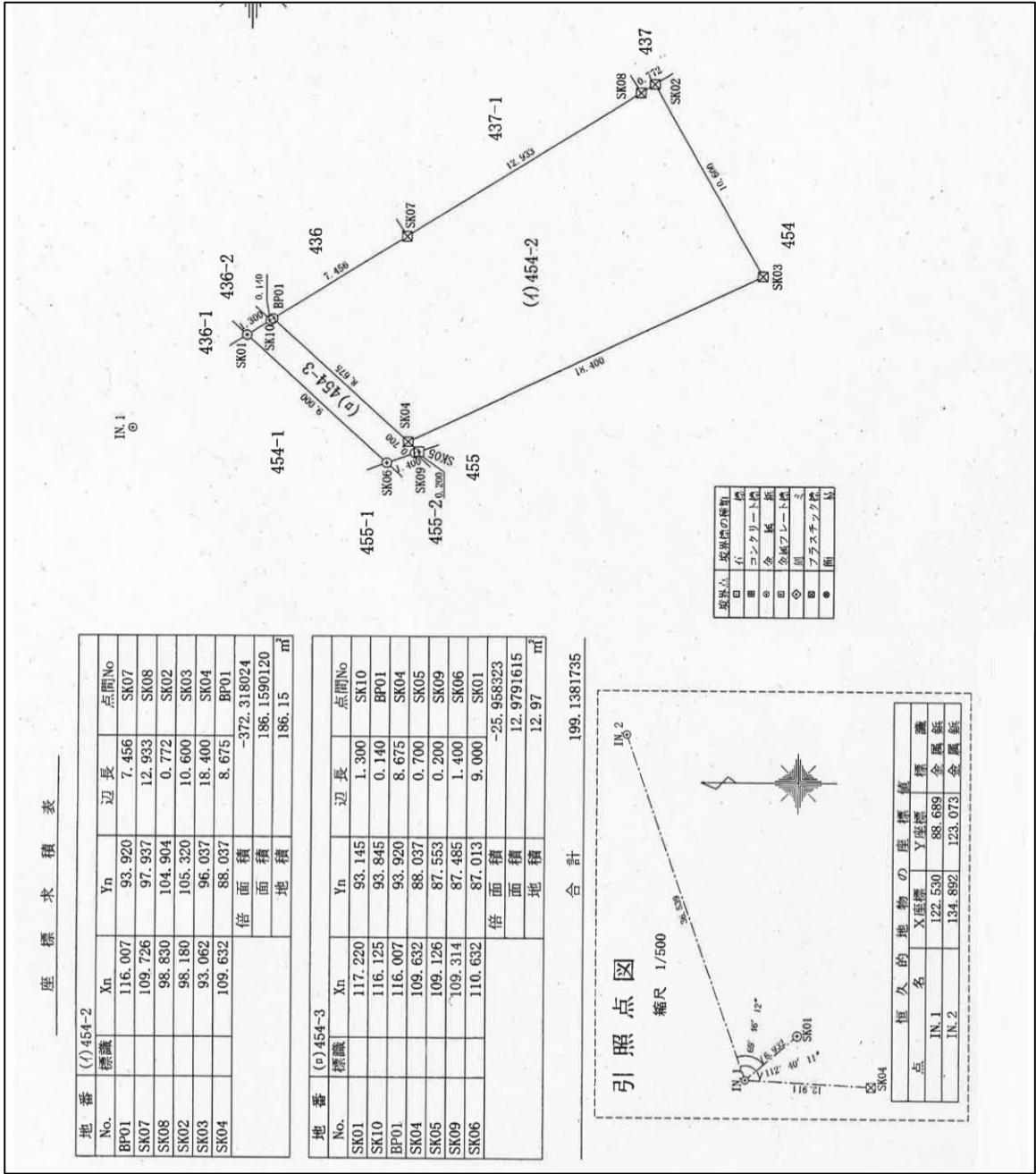


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

公 図



地積測量図



現況写真



物件北側より撮影

物 件 調 書

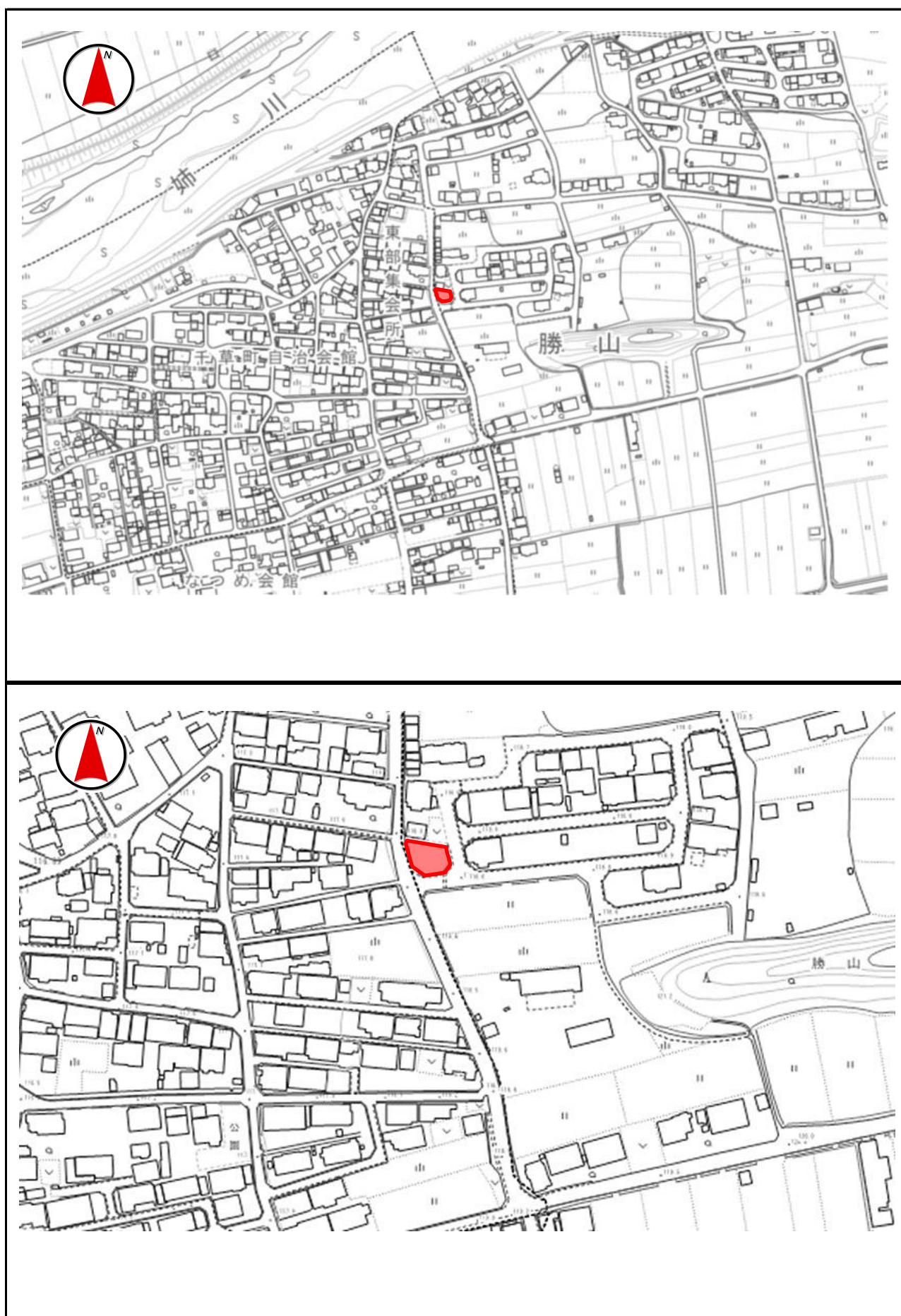
物件番号	4	所在地	滋賀県長浜市東上坂町字野神1533番7				
最低売却価格		1, 690, 000円					
面 積	実測面積	179. 58㎡	地 目	現況地目: 宅地			
	公簿面積	179. 58㎡		登記地目: 宅地			
接面道路 の状況	東側市道	現況幅員	約7. 1m	舗装	有	高低差	無
	西側市道	現況幅員	約6. 6m	舗装	有	高低差	無
	南側市道	現況幅員	約6. 9m	舗装	有	高低差	無
法令等による制限	都市計画区域		市街化区域		用途地域		第一種住居地域
	建 ぺ い 率		60%		容 積 率		200%
私道等の負担に関する事項			負担なし				
供給 処理 施設 状況	区分	利用可能な施設		配管等の状況		事 業 所 名	
						電 話 番 号	
	電気	関西電力			関西電力(株)0800-777-8810(コールセンター)		
					関西電力送配電(株)0800-777-3081(コールセンター)		
	ガス	プロパン					
	上水道	水道企業団	南側道路から引込有	長浜水道企業団			
				0749-62-4101			
下水道	公共下水道	接面道路配管有	長浜市下水道施設課				
			0749-65-1601				
現地までの交通機関		鉄道	JR北陸本線 長浜駅 物件の南西方 (道路距離)約7100m				
		バス	湖国バス 千草東停留所 物件の南方 (道路距離)約500m				
備考							
1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室、(0749-65-6903)長浜市建築課建築指導室(0749-65-6543)にご照会ください。 2. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。 3. 下水道管の敷地内への引き込みはされていないので、公共污水ますを設置される場合は長浜市下水道施設課へ申込み願います。なお、ます設置に係る工事費の負担はありません。 4. 上水道給水管(φ20mm)が敷地内へ引き込みされていますが、水道メーターは設置されていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。 5. 電気・ガス・給排水等の設備は、買受人の負担で整備してください。 6. 関西電力の電力柱1本及び支線1条の占用物件があります。また、電線類複数本の空中占用があります。 7. 当該物件の土壤調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 所有権移転後に土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。 8. 現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。 9. 当該物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。							

※物件調書の記載内容についての問い合わせ:長浜市住宅課(0749-65-6533)

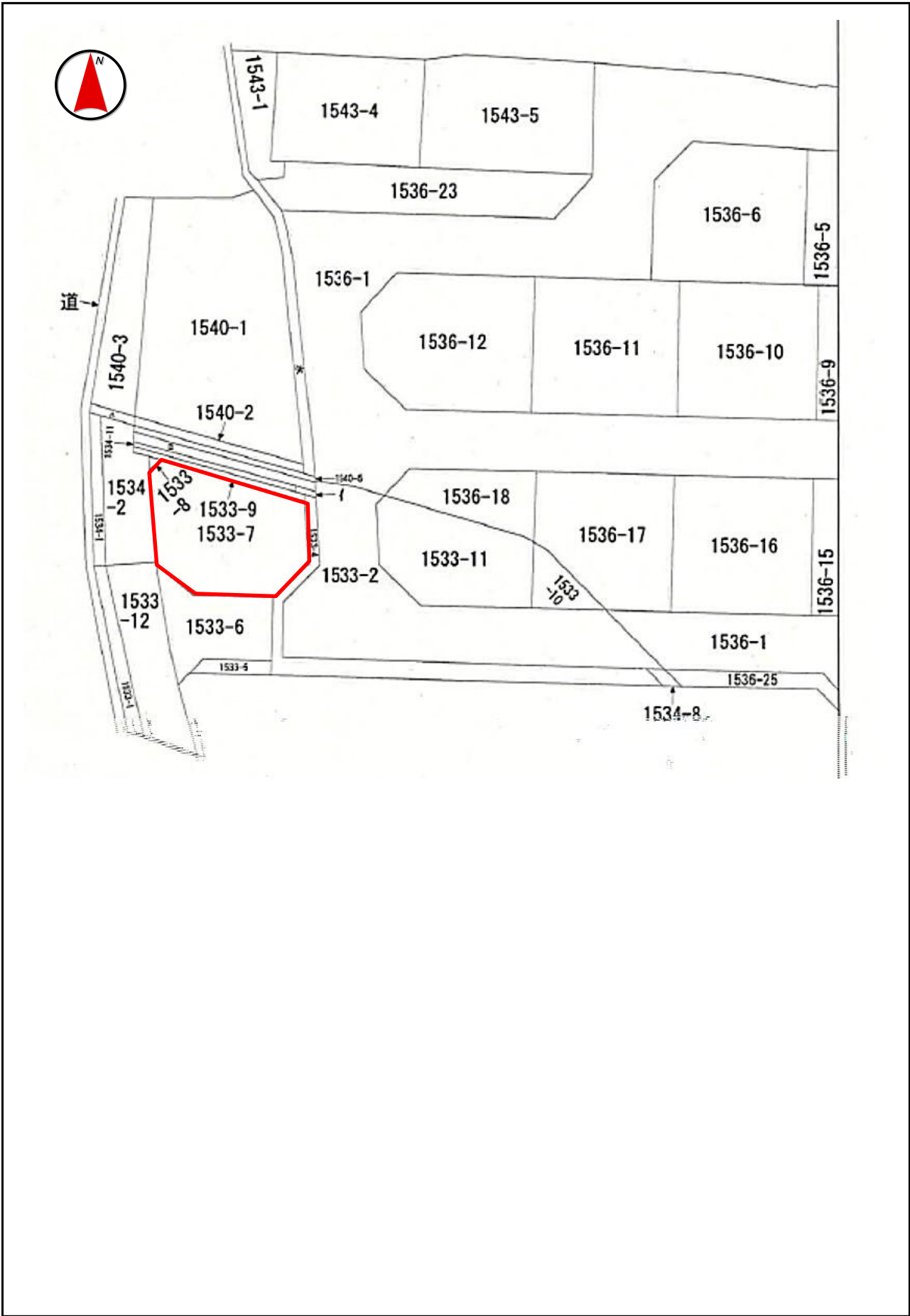
※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

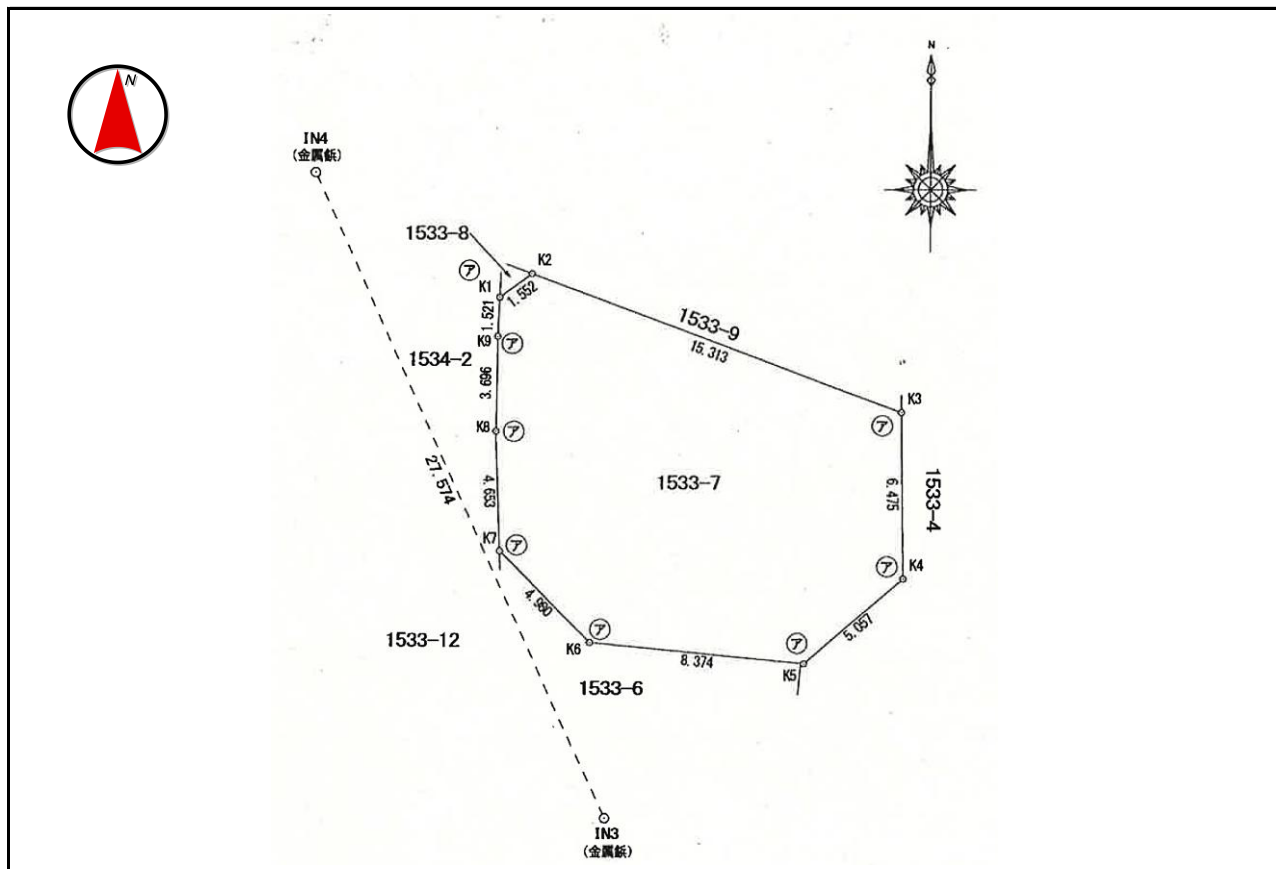
位置図



公 図



画 地 図



現 況 写 真



物件東から撮影

現況写真



物件南西から撮影

物 件 調 書

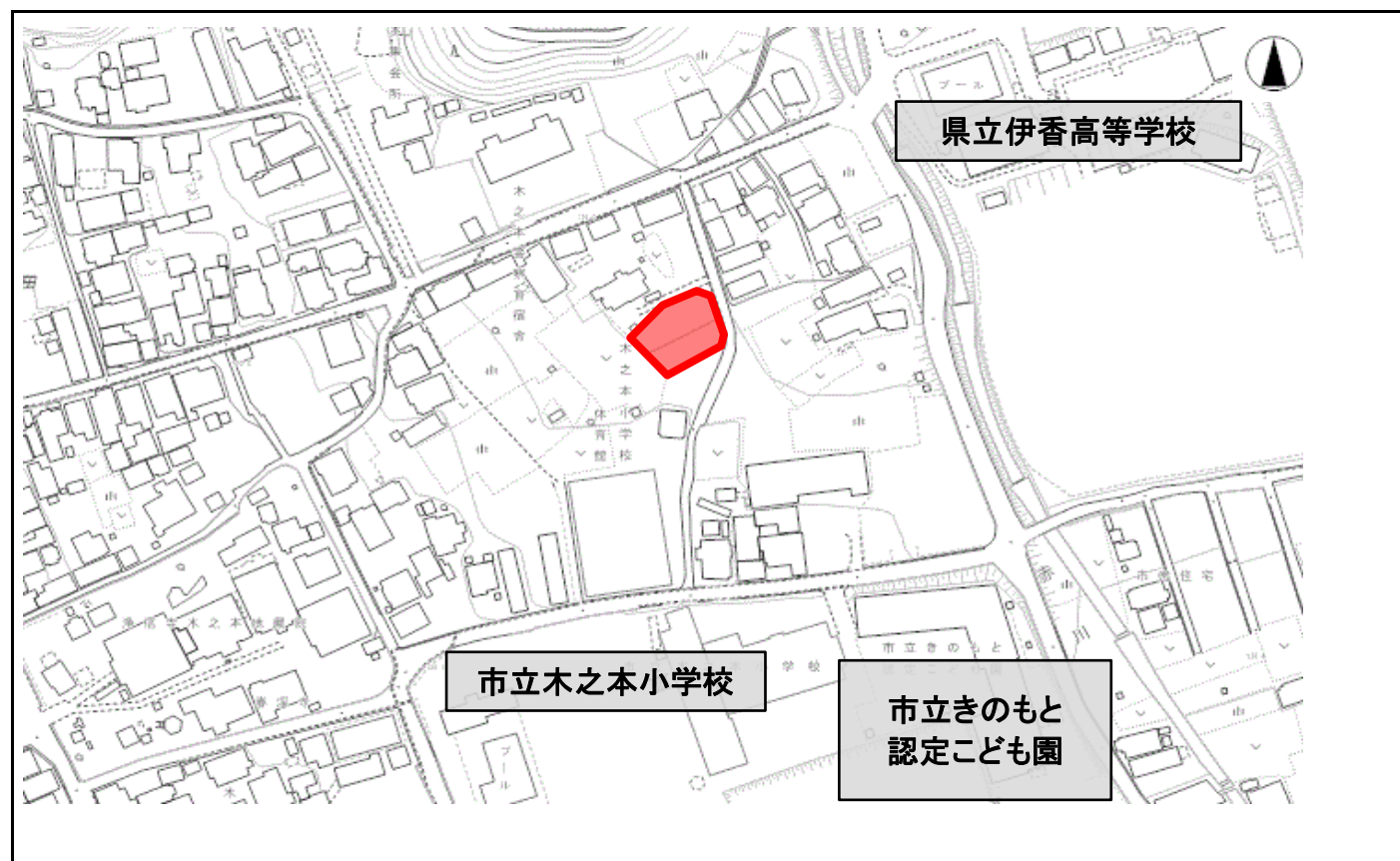
物件番号	5	所在地	滋賀県長浜市木之本町木之本字ハツ塚618番、618番1			
最低売却価格		5,577,000円				
面 積	実測面積 649.93㎡		地 目	現況地目 雑種地		
	公簿面積 649㎡			登記地目 雑種地		
接面道路の状況	東側:市道木之本ハツ塚線 現況幅員 約3.4m 舗装有 (建築基準法第42条第2項道路)					
法令等による制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域	特定用途制限地域		田園居住地区	
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率		300%	
私道等の負担に関する事項		負担なし				
供給 処理 施設 状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況		事 業 所 名 電 話 番 号	
	電気	関西電力			関西電力送配電(株)彦根配電営業所 0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン				
	上水道	水道企業団	東側道路配管有		長浜水道企業団北部営業所 0749-82-6031	
	下水道	公共下水道	東側道路配管有		長浜市下水道施設課 0749-65-1601	
現地までの交通機関		鉄道	JR木ノ本駅(道路距離)約0.7km			
備考 1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受の申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)に照会ください。 2. 上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団北部営業所(0749-82-6031)へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。 3. 下水道管の敷地内への引き込みはされていません。公共汚水ますを設置される場合は、長浜市下水道施設課(0749-65-1601)へ申込みをしてください。なお、ます設置に係る工事負担金が別途必要です。 4. 電気・ガス・給排水等は、買受人の負担で整備してください。 5. 敷地内南西側に電柱1本、支線1条が設置されています。 6. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。 7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。 8. 現状有姿(ネットフェンス等含む)での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。 9. 本件土地と隣接地の擁壁等について、地上及び地下において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。 10. 本件土地は、浸水想定区域(0.5未満)に該当します。詳しくは長浜市防災危機管理課(0749-65-6555)にお問合わせください。						

※ 物件調書の記載内容についての問合せ先:長浜市住宅課(0749-65-6533)

※ この物件調書は、入札参加者の参考資料です。

※ 申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図 ①



位置図 ②

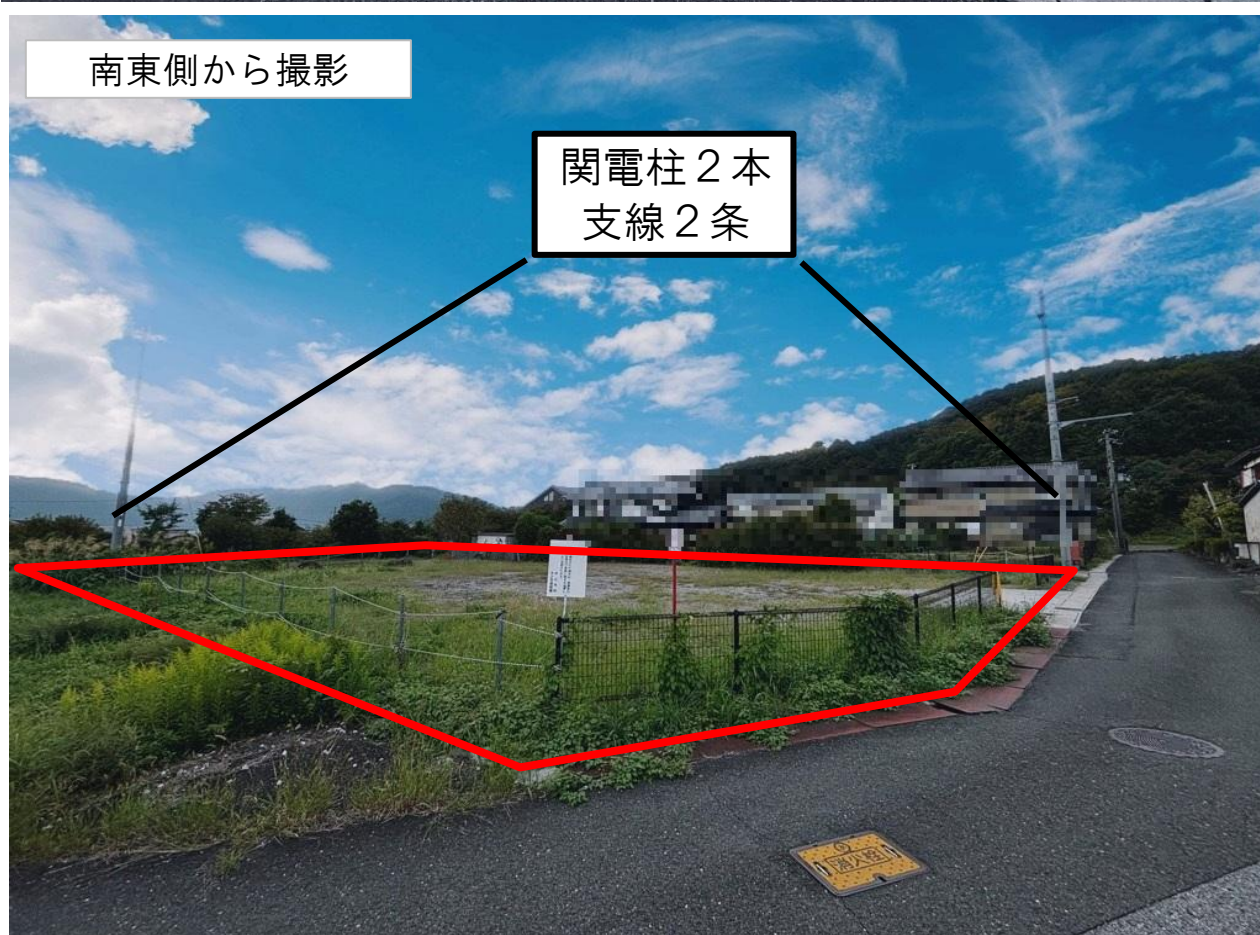


現況写真

北東側から撮影



南東側から撮影



北西側から撮影



前面道路の状況



市有地買受け申込書

令和 年 月 日

次の市有地の買受けを希望しますので、市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱を承知のうえで申込みます。

長浜市長 様

申込者 住 所
(法人の場合は所在地)
ふりがな
氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)
生年月日： 年 月 日生
電話番号： — —

【共有名義の場合】

共有者 住 所
(法人の場合は所在地)
ふりがな
氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)
生年月日： 年 月 日生
電話番号： — —

共有者 住 所
(法人の場合は所在地)
ふりがな
氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)
生年月日： 年 月 日生
電話番号： — —

物件 番号	物件所在地	現況地目	実測面積 (㎡)	買 受 価 格
1	長浜市小堀町字農神 1 0 5 番 1	雑種地	1, 8 7 5. 3 4	円
2	長浜市湖北町速水字北中瀬 2 9 6 2 番	宅地	1, 1 9 6. 2 1	円
3	長浜市北野町字野神 4 5 4 番 2	雑種地	1 8 6. 1 5	円
4	長浜市東上坂町字野神 1 5 3 3 番 7	宅地	1 7 9. 5 8	円
5	長浜市木之本町木之本字八ツ塚 618 番 1 外 1 筆	雑種地	6 4 9. 9 3	円

裏面注意事項を必ずお読みください。

(注意事項)

- 1 **申し込む物件番号の欄に○印を付けてください。**また、本申込書、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ。共有の場合、すべての法人が対象。）、土地利用計画書を同時に提出願います。
- 2 個人名で申し込まれる場合、住民登録されている住所、氏名（ふりがな）、生年月日及び電話番号の記入と印（認め印可）を押印してください。
- 3 法人名で申し込まれる場合、法人登記されている所在地、法人名、代表者名と代表者の生年月日及び電話番号の記入と印（印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、又は法人名の入った代表者印を押印してください。）
- 4 共有名義で申し込まれる場合は、共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の方を記載してください。

※申込者欄・共有者欄の記載は以下内容のとおりです。

（個人の場合）住所、氏名（ふりがな）、生年月日及び電話番号の記入と印（認印可）

（法人の場合）所在地、法人名、代表者名と代表者の生年月日及び電話番号の記入と印（印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、又は法人名の入った代表者印を押印してください。）

誓 約 書

私は、長浜市が実施する市有地の随時募集（先着順）による売払いの申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 市有地の随時募集(先着順)による売払い要綱第3条に規定する事項に該当しません。
- 2 申込みに際し、市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱、物件調書、市有地売買契約書（案）、売払い物件の法令上の規制等、全て承知のうえで申込みいたしますので、後日これらの事柄について長浜市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 3 買受けした物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。
- 4 申込資格の確認のため、長浜市が警察当局へ照会されることに同意します。

令和 年 月 日

長浜市長 様

住 所
申込者 （法人の場合は所在地）

氏 名 ⑩
（法人の場合は法人名・代表者名）

【共有名義の場合】

住 所
共有者 （法人の場合は所在地）

氏 名 ⑩
（法人の場合は法人名・代表者名）

住 所
共有者 （法人の場合は所在地）

氏 名 ⑩
（法人の場合は法人名・代表者名）

役 員 一 覧

令和 年 月 日

長浜市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者名



以下記載事項に相違ありません。

役職名	(ふりがな) 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

(備考)

- 1 該当する性・年号を○で囲んでください。
- 2 本様式には、「法人登記事項証明書に記載されている役員全員」及び「支店又は営業所を代表する者で役員以外の者」を記載すること。

土地利用計画書

令和 年 月 日

長浜市長 様

住 所
申込者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

【共有名義の場合】

住 所
共有者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

住 所
共有者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

下記の市有地を買い受けたいので、土地利用計画書を提出します。

1. 土地の表示	物 件 番 号	
	所 在 地	長浜市 町 番
	面 積	m ²
2. 土地利用目的		
3. 事 業 内 容	(いつから何をするか具体的に記入してください。)	

4. 建築物	用途			
	構造	造階		
	配置等	(図面等を添付すること。)		
	面積	建築面積	約	m ²
		延床面積	約	m ²
5. 建設計画	施設建設・事業開始時期	建設着工時期	年 月 日	
		建設完了時期	年 月 日	
		事業開始時期	年 月 日	
	資金計画	建設費	円	
		資金調達	自己資金	円
			借入金	円
		その他	円	